

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第5回習志野市農業委員会総会は平成30年5月7日（月曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室）で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 16名中 13名出席 3名欠席

委員氏名（網掛けは欠席者）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 小川 孝雄	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博  
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 4番 飯生 良 5番 塩田 俊一

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 4時40分

1. 付議案件

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの発行について

議 長	<p>定刻になりましたので、只今より平成30年 第5回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>にんじん収穫で忙しい中、お集まりいただき有難うございます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日は、3番 伊藤 和彦委員・13番 小川 孝雄委員・14番 中野 政博委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>よって3名の欠席者を含め16名中13名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>4番 飯生 良 委員と5番 塩田 俊一委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案の上程件数は3件、報告案件が3件です。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局より議案説明を求めることになりますが、その前に、事務局より追加資料等の説明がありますので、その間、暫時休憩といたします。</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を続けます。</p> <p>事務局、議案第1号の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>平成30年5月7日 提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m<sup>2</sup></p> <p>2 転用計画 駐車場 (●●台分)</p> <p>3 申請者住所、氏名 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p>
議 長	<p>続いて、現地調査報告を1番 植草 守委員をお願いします。</p>

植草守委員	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」について、現地調査報告をします。</p> <p>調査は、平成30年5月1日に、農業委員14名、事務局2名、所有者側として、●●測量の●●さんの計17名の立会で行いました。申請地は、案内図のとおり、市役所から企業局に向かい●●●丁目の●●●●前の交差点を●●方面に右折し、すぐの左に曲がった住宅地に隣接した農地です。</p> <p>今回の申請地に隣接した駐車場にアパートを建設するにあたり、現在月極駐車場を利用している人の代替えとして、駐車場に転用したいとのことです。土地所有者の●●は、2人とも勤め人で農業に従事したことが無く、父親が亡くなり相続した農地を業者に依頼し、草が生えないように維持管理をしてきたと伺っています。母親も90歳を過ぎており、今後、耕作できる人もいないということです。</p> <p>現状を見ますと周辺は宅地化されており、農業を継続するような場所では無いように感じました。</p> <p>以上で、議案第1号の調査報告とさせていただきます。皆様で宜しくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>植草 守委員、現地調査報告 有難うございました。続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明をさせていただきます。</p> <p>先程、議案書を読み上げましたとおりでございますが、転用に至った理由は、隣接地の所有者の土地である駐車場にアパートを建設するにあたり、代替の駐車場をこの地に設けると共に、周辺は宅地化が進んでいることと、近くにマンションが建設中であり貸駐車場の利用が十分見込まれることから●●台分の貸駐車場を計画いたしました。</p> <p>申請地の立地基準は第3種農地と判断しました。</p> <p>他法令については、該当はありません。</p> <p>第3種農地の要件は、市街地化の傾向が著しい農地であることは勿論ですが、その他にも条件があります。</p> <p>幅員4メートル以上の道路に接し、その道路にはガス管や上下水道管などの埋設が2本以上あること、都道府県庁、市区町村役場より300m以内、街区に占める宅地面積の割合が40%以上、半径500メートル以内に教育施設、医療施設や公共・公益施設が2以上存在することなどが満たしていれば第3種農地として扱います。</p> <p>該当地については、京成津田沼駅からほぼ500mの距離に位置しています。また、習志野市役所からは直線距離で300mほどにな</p>

	<p>り、公共・公益施設である、習志野第一病院、●●幼稚園、●●幼稚園他があります。</p> <p>また、この土地の接道には、ガスと上下水道の管が埋設されており、幅員は4メートルあります。申請地を拠点に半径500メートルの円を描き、農地と住宅地の割合を見ますと約98%が宅地となっています。これらを判定基準に照らし合わせた結果、第3種農地と判断できることとなります。</p> <p>現地調査の際に現在駐車場としている隣地と、今回の申請地には段差があり、隣接する農地よりも低い土地となっています。雨水については申請地内浸透処理を施すことから、雨水の流出等の被害防除についても心配ないと思われます。駐車場内の照明についても、先日の現地調査の際に農業委員から指摘されたことを踏まえ、足元を照らすような照明の設置を検討しているとのことです。</p> <p>申請地は、父親から相続により兄妹が相続を受けたもので、二人とも勤め人であり農業に従事しておりません。</p> <p>母親が元気なうちは耕作していましたが、現在90歳半ばとなり、後継者もいません。年に数回雑草が生えないように農協に委託し管理してもらっている現状があること等により転用を計画するに至りました。説明については、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局、詳細な説明ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見・ご質問等ありますか？</p> <p>地元委員として村山 茂男委員、何か意見・補足等ございませんか</p>
村山委員	<p>現駐車場の●●●駐車場と申請地の代替駐車場の新旧どちらの駐車場のほうが広いのでしょうか。</p>
事務局	<p>案内図をご覧ください。案内図ですと旧駐車場の●●●駐車場の方が少なく感じますが、実際は双方同程度かと思えます。</p> <p>その他に意見等がありましたら、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>7番 三代川彦博委員どうぞ。</p>
三代川委員	<p>現地調査を見て、駐車場の場所が替ったということで、周りは住宅に囲まれており、照明は下の方（足元）照らすなどの他、住宅街ですと前向き駐車とかの要件は付けられますか。</p> <p>周辺住民への配慮をお願いしてほしいと思えます。</p>
議 長	<p>只今、周辺住民への配慮とありましたが、それらを含め関連して補足説明があれば、事務局よりお願いします。</p>

事務局	<p>まず、近隣住民への配慮については要請いたします。</p> <p>転用の審査基準は、千葉県の事務指針に基づいて行っているところですが、駐車場や資材置場は他のものに直に転用してしまう、或いは資産保有目的の転用を避けるため、一定期間地目変更を認めず、暫く様子を見て、おおよそ1年間ですがその後に、地目変更に誘導しています。</p> <p>今回の申請は、隣の駐車場にアパート建設し、その替りの駐車場を確保するための申請であり今後、他の使用の為の転用が懸念されることから、申請者のご兄妹にお話をいたしまして、確約書を提出していただきました。</p> <p>この申請は、千葉県知事の許可になりますことから、習志野市農業委員会会長宛、千葉県知事宛に確約書をいただきました。</p> <p>この確約書を読み上げさせていただきます。</p> <p>『私は、下記申請地において本許可申請の目的どおり、駐車場として使用することを確約いたします。又、向こう10年間は、駐車場以外の目的で使用しないことを確約いたします。』とすることで、申請者双方から連名で提出されています。</p> <p>この確約書により、向こう10年間は他の用途に転用されることはないかと思われまます。</p>
議長	<p>事務局、細かな配慮有難うございました。</p> <p>他にないようですので、議案第1号の採決に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第1号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達してください。</p>
事務局	<p>はい、本日総会終了後に進達の準備を致します。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号・議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請について事務局より議案説明を求めます。</p> <p>尚、議案第2号と第3号は同一案件として、一括して事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号と第3号は譲渡人が違いますが、同一転用ですので</p>

一緒に朗読をさせていただきます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。

平成30年5月7日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m<sup>2</sup>

2 権利の内容： 転用を伴う所有権移転

3 転用計画： 専用住宅 1棟

4 申請者住所、氏名

譲受人

●●市●●●丁目●番●●号 ●● ●●

譲渡人

東京都●●区●●●丁目●●番●号 ●● ●●

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。

平成30年5月7日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●番● ●●m<sup>2</sup>

2 権利の内容： 転用を伴う所有権移転

3 転用計画： 専用住宅 1棟

4 申請者住所、氏名

譲受人

●●市●●●丁目●番●●号 ●● ●●

譲渡人

東京都●●区●●●丁目●●番●号 ●● ●●

議長

次に現地調査報告を4番 飯生 良委員よりお願いします。

飯生良委員

議案第2号及び第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、現地調査報告をいたします。

調査は、平成30年5月1日に、農業委員14名と事務局2名、業者1名の計17名で立会を行なってまいりました。

申請地は、案内図にありますとおり、●●駅の南西側約600メートルに位置し、県道長沼・船橋線から●●●●に沿うように左に入った公園に隣接した農地です。

申請内容は、1棟の専用住宅を建設するものです。

	<p>申請理由につきましては、譲渡人の●●氏は現在東京●●区に住んでおり耕作ができないとのことです。もう一人の譲渡人の●●氏においては、高齢かつ農業経験がないことから、売却をしたいとの意向を持っており、また、譲受人においては駅から近く利便性がよいことから、この地を選定し今回の申請に至ったと聞いております。</p> <p>なお、専用住宅建設に伴って、周辺に農地が無い場合被害防除はありません。</p> <p>以上で、議案第2号・第3号の調査報告とさせていただきます。 皆様で宜しく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>●●委員、現地調査報告ありがとうございました。 ●●委員も●●地区ということで何か意見・補足等ございませんか？</p>
<p>職務代理</p>	<p>申請地は道路より低く、隣の家と同程度の高さとの事で、土盛りをしないで建てることにより、私道の雨水処理については心配するところです。今日、業者が説明員として来ているとの事で、後ほどその辺も聞いてみたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは次に、議案第2号及び第3号の詳細な説明を事務局より現地の状況を踏まえお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号・第3号について説明をさせていただきます。 立地基準については、第2種農地と判断しました。 他法令につきましては、都市計画法・埋蔵文化財保護法は協議不要でございます。 立地基準を第2種農地として判断した理由は、29年度に隣に住宅を建てた時の立地基準を第2種農地と判断しています。 今回の申請地は、●●駅より600mの距離に位置し、接道には上下水道が埋設されています。隣接する道路は幅員4メートルを確保し、通り抜けすることが出来ません。申請地を中心におおむね半径500mの円を描き、農地と宅地の割合を算出したところ、宅地が約93%となることなどから第2種農地と判断できます。 譲受人は、現在借家に住んでおり、高齢の両親と一緒に住むために建設地を探していましたが、申請地は駅にも近く利便性が良く、病院、学校等も徒歩圏内にある。また、公園も隣接していることから自然環境に恵まれた好適地として選定したそうです。 建物は大きいのですが、高齢の両親と本人達、子供達が一緒に住む</p>

	<p>三世代の住宅の建設となります。</p> <p>譲渡人は、東京都●●区に住んでいて申請地までは遠方であること、農業従事者の経験がないこと、高齢であることなどから農地以外の土地活用を考えていたようです。</p> <p>もう一方の譲渡人も高齢であること、農業以外の仕事に従事していること、後継者もないことから農地以外の土地活用の意向があり昨年同様の申請に繋がったと聞いています。</p> <p>今回の申請地については、5月1日に農業委員の現地調査の際に道路より土地が低くなっているために雨水が共有道を伝い隣地に流れ込んでしまう恐れがあることから公道から敷地に入る際の私道の扱いについて質問が出ておりました。雨水と共有道路につきましては、お手元に配布しました協定書により取り交わすとの報告がございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>この後、設計業者を呼んでいますので、どの様なことでも質問がございましたら伺ってください。</p> <p>本日、●●測量の●●さんと呼んでいますので、事務局は案内をお願いします。</p> <p>ここで、案内が済むまでの間、暫時休憩します。        ・ ・ ・ ・ ●●測量（株）●●氏、会場に案内 ・ ・ ・ ・</p> <p>休憩前に引続き、会議に戻ります。        それでは、●●測量の●●さん自己紹介をお願いします</p>
<p>●●測量</p>	<p>この度、農地法5条の許可申請について譲受人の●●さんと譲渡人の●●さん・●●さんの両人から委任を受けました、●●測量の●●です。 宜しく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地調査の時は、委員から様々な質問等があったと思いますが、気になる点として、進入路の雨水の処理等について疑問があり再度、説明をお願いすることになります。</p>
<p>●●測量</p>	<p>はい、分かりました。</p> <p>5月1日の現地調査の際、間違った説明をしてしまいましたので訂正させていただきます。</p> <p>その時の説明で、●●さんが雨水処理のため、既存のU字溝の他に新たにU字溝を新設すると説明しましたが、既存のU字溝で処理するつもりであって、新設は行わず、今あるU字溝で排水を受けることになります。</p>

	<p>その他に、道路の協定書ということで後々、問題等が発生した場合にはお互いに出し合って解決していただくために協定書の内容に基づいて処理するためのものです。</p>
議 長	<p>今の説明では、現状有る物で処理できるとのことですが、最近は何リ豪雨とかあるなかで、雨水処理について設計者として心配ない、大丈夫とっていますか。</p>
●●測量	<p>問題ないと思います。 既存のU字溝と住宅建設に伴い雨水柵を設けますので、その2カ所で処理できると思います。</p>
議 長	<p>他に質問のある方は、挙手願います。 三代川彦博委員どうぞ。</p>
三代川(彦)委員	<p>先日の現地調査時にU字溝を設けるとの説明でしたが新設せず、隣の●●さんの前の側溝で処理できるとのことですが、実際、時間当たり何ミリまでの雨まで大丈夫ですか。</p>
●●測量	<p>そこまでは、明確にしません。</p>
三代川(彦)委員	<p>現況とアスファルトでは、アスファルトだと流れも速く浸透もしないので処理しきれない部分もあるとおもいますが、アスファルトにしないと、逆にゴミも入るし泥や砂利も入るのでこまめに清掃するでしょうけど、会長も言っていたように今は、時間当たり50ミ程度程度の雨は良くある話で、そこまで大丈夫かと現地で伺ったのですが、まだ50ミは大丈夫とっていますか。</p>
●●測量	<p>そこまで、計算とかで出しているわけではないです。</p>
三代川(彦)委員	<p>そのU字溝の先は、川の方に流れるのか、浸透するのか</p>
●●測量	<p>浸透するものではなく、柵渠で対応します。脇に柵渠があるのでそちらに流しますので、浸透は考えていません。</p>
三代川委員	<p>柵渠に流すとなると、中は管ですね。 管となると、中が詰まる恐れがありますね！ 側溝・U字溝だと掃除しやすいと思うのですが。</p>
●●測量	<p>掃除はお互いに行うとの事で、管も同様です。</p>

議 長	<p>この件は、元々あの辺は田圃で、土地も低くその田圃も足を引っ張られるような地盤であった。</p> <p>そのような中で心配していることは、いくら砂利を入れたとしても完成した後、設計屋さんとしてはどう思いますか。法的根拠がないまでも私的な3者の書類が出ていますが、完成後はその辺は十分伝えてホローしてほしいと思います。宜しく。</p> <p>他に何方かご意見・ご質問等ありませんか。</p> <p>局長ありませんか。</p>
事務局長	<p>先程、いただいた協定書の中には、協定協議内のコンクリート通路部分は、とありますが、コンクリート舗装をされるということに宜しいのでしょうか。</p>
●●測量	<p>普通のアスファルトでは勾配が急なので滑るのでコンクリートで対応いたします。</p>
事務局長	<p>そうしますと、砂利敷きではなく、コンクリートを敷くということに宜しいのですね。</p>
●●測量	<p>はい、そのとおりです。</p>
事務局長	<p>先程のファックスを送っていただいた協定書は、これからの部分もあると思うのですが、3番目の方につきましては、今現在のところは、●●●●さんからいただくということに宜しいですか。</p>
●●測量	<p>協定書の一番下の方についてはそのようになります。</p>
事務局長	<p>2の●●さんのところですが、こちらが●丁目●●●の1ということになりますので駐車場の方までが地番となりますのでこの後、分筆をされる予定となるのでしょうか。</p> <p>共有部分の通路だけでなく●●さんの駐車場の所まで全部保証するということでしょうか。</p>
●●測量	<p>駐車場の所までコンクリート舗装することになります。</p>
事務局長	<p>それでは、この後、分筆しないでそこまで全部3者で面倒を見るということですか。</p>
●●測量	<p>車両が通行する部分はそのようになります。</p>
事務局長	<p>分筆しないで、●●さんも車庫の所までコンクリート舗装して</p>

	3者で面倒を見て行くと言うことですね。
●●測量	はいそうです。
事務局長	1点、お願いがあるのですが、●●さんの部分につきましてまだ、ご本人のお名前とか、印鑑とかが押されていない協定書をいただいています。近々にいただく予定でしょうか。
●●測量	速やかにと言うことか分かりませんが、他の者に売買するまでには提出したいと思います。
事務局長	そうすると何時になるか分かりませんが、3番目の方まで署名と印鑑をついたものまで必要になりますので、出来上がり次第こちらに提出してください。 このままですと、証拠書類にならないのでお願いします。 県に進達する際に書類を提出しますが、このような問題があり、どのように処理するのか書類の提出を求められる場合があります。また、提示しないまでも、事務局には必要となりますのでお願いします。
●●測量	分かりました。
議長	県の方では、書類を提出すると様々な質問がある中で事務局は大変なんです。書類がないと回答することができないので、その辺は宜しくお願いします。事務局としても慎重に進めていくには、そこまで必要なかと思うような書類を求めることもあります。よろしくお願いします。 他に質問等ある方ございますか。 田久保委員どうぞ。
田久保委員	隣の●●さんの家の前に幅30cm位のU字溝ですか、坂道をコンクリートにすると先程も言ったようにゲリラ豪雨とかになれば、おそらく流れの勢いでそのU字溝を超えてしまうと思うのですが、最終的には●●さんとこの土台が高くなっていても水浸しになるとか、先々いくら協議書うんぬんと言っても問題が生じるのではないかと思うのですが、その点は大丈夫なんでしょうか。 水は都合よくカーブして流れないからね。勾配があると勢いよく流れますから、30cmのU字溝であれば上に鉄骨の蓋をすとかグレーチングすとか対策しないのですか。
●●測量	コンクリート舗装なので脇に溝を作って、そこに流すとか考えられ

	ます。
田久保委員	先日も現地調査の時に他の委員さんからも指摘があったように、途中にU字溝を2、3設ければ違うのかと思います。 1段、2段、3段とさえぎることができると思うのですが。最初のうちは良いけれど、長いうちには最初の話と違うのではないかなど問題も起こるのではないかと心配します。
●●測量	それは協定書がありますし、協定書の中に書いてありますので何かあれば、お互いに話し合い改善していく様になっています。
田久保委員	協定書の中ではそうかもしれませんが、いざ住んでみて問題が起こった場合、果たしてどうなのか。 自分がそこに住んだ場合、立場が逆の場合で見た場合、果たしてそれでよいのか。 ゲリラ豪雨などは想定していないから、そこまでは考えられないけど、今後、気象条件も変わるし温暖化にもなっています。 最近では彼方此方で雨による被害も多く実際に起こった場合、協議書に書いてあるので知らないよと言えるのか、被害を被るのは隣の●●さんの所ですからね。
●●測量	三者で見るということになっています。
田久保委員	三者でみるということになっているので、良いでしょうけど、いざ自分が住んだ時にこの問題が起きた時、●●さんは隣の開発の影響により被害を受けた場合、また、私財を投げ打って対応することに対し、その私財は誰が持つのかね。 協定書があるのでその中でと果たしていくのか。 それぞれの住む人の立場になって考えないといけないと思うのですが、家を買うというのは、一生のものでアドバイスを含め相談に乗ってあげてほしいと思います。
議 長	今、田久保委員が言ったように、家を作るってことは一生に一度のことで、嬉しさのあまり最初は気にしないけど、後からこんなはずでは無かったと数多く出てくるものなので、10年後に問題があって●●さんに電話しても偉くなって、俺は知らないよ、などと有ってはならないと思うので、家を作る最初に話しておけば親切と思うのですが、如何でしょうか。 他に何かありませんか。 三代川和彦委員、何かありませんか。

三代川（和）委員	特に無いですが、今皆様が質問したところは気になるところです。
議長	三代川彦博委員どうぞ。
三代川（彦）委員	<p>同じ三代川です。</p> <p>協定書については、一番心配のところでは協定書ができているんでしょうけど、効力って●●さんの所は昨年家が出来上がっていますが、現地調査をした時、住んでいないようでしたけど、これから場合によっては売却して人が変わる場合があるとありますが、それでも売却した時は、このような条項が付いていますよってことで、今後も生きることになるのですか。</p>
●●測量	ここに書いてあるとおり、効力があります。
三代川（彦）委員	<p>このまま、第三者に引き継いでも続いていく事になりますね。</p> <p>本日、資料の図面を見て、先日の現地調査に行って違うように現況と図面が違うように見えたのですが確認のため聞きます。</p> <p>資料の13頁の上の方の道路から●●さん側の敷地延長の幅員は2メートルと思うのですが、今回の●●さんが買われる方が図面上の右側のラインが凄く曲がっていたように思うのですが、途中から敷地の幅員が1メートル位にしか見えなかった様に思うのですが、図面上ではほぼ真直ぐになっていますが、現況と図面の違いはありますか。現地調査の時に気になったものですから。</p>
●●測量	<p>特段曲がっているということはないです。</p> <p>図面のとおりです。</p> <p>この資料に写真も添付していますので、そちらをご覧ください。</p> <p>境界が有るので、その延長になりますので大丈夫と思います。</p>
事務局	写真を廻しますので、ご確認ください。
議長	他にご質問ある方。
植草委員	少々気になることなんですけど、家の平面図を見るとかなり大きな家で三世代ということですが、2階に浴槽が2つも必要なんだろうか。
●●測量	<p>分かれてたぶん使用すると思います。</p> <p>●●さんの母方の家族と父方の家族で住むようなので、それぞれ</p>

	必要とのことで分かれています。
植草委員	賃貸とかで使用もできるのかと思ったもので。
●●測量	賃貸とか貸部屋で使用するものではありません。
植草委員	自由にいろいろ使用できるのかと思ったものですから、聞いたま でのことです。
議 長	いろいろ質問が出ました、●●さん各委員から出た質問は雨水の処 理であって途中に波消しブロックではないですが、そのような物を 設けて対応するなど、設計担当としてどうでしょうか。 三者による協定書が有るので俺、後のことは知らないよというのか、 心配無いよというのか、どんなもんですか。
●●測量	U字溝を真中に設けるということは難しいので、脇に溝を作ってそ こに流れるようにした方がいいのかと思います。
議 長	その辺のことは、設計サイドから見て良いアドバイス等してあげて ください。 その他、意見・質問等ありましたらお願いします。 塩田委員どうぞ。
塩田委員	道路部分の途中に設けるのですか。
●●測量	その件については、提案してみます。
塩田委員	提案して、ダメな場合はどうするのですか。 この協定書ですけど、去年の6月末にしていますが、この方たちは、 私達が5月1日に現地を見て来ましたが今、問題点・意見を述べ た内容を踏まえての協定ですよ。 おかしい事ですけど、実際にその様なことを想定して協定を結んで いるということですか。 ●●さんは、そういう事で確認しているということですか。
●●測量	そのとおりです。
塩田委員	釈然としない部分ですが、そんな前から問題点を想定して協定を結 ぶことについて、どうなのと思うのですが。 ●●さんの戸建住宅は、あの場所の隣に建ってますよね。

	<p>今ある側溝は其の為のものでは無かったのですか。</p>
●●測量	<p>別に、その様な訳ではないです。</p>
塩田委員	<p>今回、隣に1軒建つ訳ですけどその場合、今ある側溝では平地で有ればともかく、満たしきれるのか心配に思うところです。 今後、提案が通った場合に変更ができるのであれば、また、そこで繋ぐとか変更して行くのですね。</p>
●●測量	<p>協定書の話については、お互いの中で行う事になります。</p>
塩田委員	<p>個人的には、委員の一人として皆と同じ様な認識でいます。 普通あのような傾斜の中で、処理できるとは思えない。 ●●さんがそこまで理解して、協定を結んでいるとは思われな いです。もし、皆が心配しているようなことが起きれば事務局の方へ連絡してください。</p>
●●測量	<p>はい、承知いたしました。</p>
議長	<p>塩田委員、参考意見有難うございました。 皆が同じ心配をしていることは、それなりに重要な事なんで、改善できることは改善してください。 他に意見等ございますか。 ご意見等がなければ、採決に入りますが。 ●●測量の●●さんについては、退室願います。 退室までの間、暫時休憩します。</p>
●●測量	<p>・・・・・・・・●●測量の●●氏 退席・・・・・・・・</p>
議長	<p>休憩前に戻り会議を続けます。 いろいろ質問等、ありがとうございました。 採決に入りたいと思います。</p>
三代川(和)委員	<p>一つ聞いてもいいでしょうか。 協定書に道路のことが入っていることは、●●さんは他に土地があるってことですか。 売却した道路の土地の部分で、道路補修の三者契約ってあり得るものなのか。 ●●●-●の筆は●●さんが持っている土地でしょうか。</p>

事務局	資料に公図を添付していますので、10 頁をご覧ください。 ここの入口の所を少し幅を広げて通る為の部分です。 ●●●-●と●●●-●・●●●-●が●●さんの土地です。
議長	質問等も沢山出ましたが、他にご意見などございますか。  質問等が無ければ採決に入ります。 議案第 2 号及び第 3 号について、賛成の方の同意を求めます。 議案第 2 号及び議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第 2 号・議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請は許可相当と決しました。 事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達してください。  次に、報告事項に入ります。 報告第 1 号の農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の受理通知および報告第 2 号の農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理通知ですが、質問等の有る方は、挙手願います。 事務局、何か補足説明はありますか？
事務局	特にありません。
議長	質問等が無ければ、続きまして、報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について 何か質問等がございましたら挙手ねがいます。 事務局、補足説明などありますか。・ ・ ・ ・ ・
事務局	特にありません。
議長	1 番目の●●の●●さんについては現地調査の結果 何かございますか？
議長	2 番目・3 番目の●●の●●さん、●●さんについては、 同じ●●地区の●●委員、何かありますか？
●●委員	●●夫婦は、地元でも真面目に耕作しており、何も問題等ありません。
議長	●●委員、有難うございました。

	他にありませんか。
三代川(和)委員	この件は、生産緑地なのか、20年猶予なのかどちらですか。
事務局	1番の●●は生産緑地で、2番・3番は20年猶予です。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>無いようでしたら、以上を持ちまして、平成30年第5回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>この後、連絡事項等がありますので、事務局より進行をお願いします。</p>